

改葬とは

墓地や納骨堂に納骨されている遺骨を別の墓地や納骨堂に移すことを「改葬」といいます。改葬をするには、改葬許可証が必要です。遺骨に改葬許可証を添えて新しい墓地等へ納骨してください。

申請先

改葬許可の申請先は、現在の墓地などがある市町村役場になります。（詳しくは市役所および町・村役場に直接お問い合わせください。）

申請者

申請者は、現在納骨している墓地の使用者です。

申請・許可証の交付について

下記書類一式を、住民課戸籍係へ提出してください。郵送による申請も受付できます。申請内容・書類等に不備がなければ、通常、受付後約1週間程度で許可証を交付できます。許可証の受領を郵送で希望する場合は切手を貼った返信用封筒をお持ちください。窓口で交付を受ける場合は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。

必要書類

○改葬許可申請書

○現在の墓地の「所在地」がわかる資料や位置図

○改葬先の霊園・墓地の「墓地の利用（使用）許可証」または「契約書」、「受入証明書」、「永代使用許可証」などの契約書類のコピー

○改葬先の霊園・墓地の「所在地」がわかる資料

パンフレットやホームページ、霊園・墓地の封筒等

※改葬先が自己の個人墓地である場合は、案内図・墓地であることを示す写真・登記簿謄本・公図を添付してください。（個人墓地の設置には許可が必要です。）

○申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

○印鑑

その他場合によっては必要な書類

○委任状および代理人の本人確認書類（代理人が手続きを行う場合）

○墓地使用者の承諾書（墓地使用者等と改葬許可の申請者が異なる場合）

分骨について

埋葬されている遺骨の一部を他のお墓や納骨堂に移すことを分骨といいます。埋葬（納骨）の事実を証する墓地（納骨堂）の管理者にその事実の証明書を作成してもらい、直接分骨先の墓地等で手続きができますので改葬許可は必要ありません。